

# 令和 年度介護保険施設等運営指導自主点検表

## 【地域密着型通所介護、第1号通所事業】

調書作成日：

事業者番号	
事業所名	
サービス種類 (該当サービスにチェックしてください)	<input type="checkbox"/> 地域密着型通所介護 <input type="checkbox"/> 第1号通所事業
所在地	
記入担当者職・氏名	
連絡先	

盛岡市保健福祉部地域福祉課

(介護予防) 通所介護・通所リハビリテーション

## 介護保険施設等運営指導自主点検表の作成について

### 1 趣 旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認する事が必要です。そこで盛岡市では、介護保険サービス提供事業者ごとに、法令、関係通知を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、盛岡市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

### 2 実施方法

- (1) 毎年定期的に実施するとともに、事業所の運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに、盛岡市へ提出してください。  
なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (2) 複数の職員で検討の上点検してください。
- (3) 「適・不適・非該当」等の判定については、該当する項目を選んでチェックしてください。  
なお、不適・非該当に記載した場合は、備考欄に理由を簡潔に記載してください。

(注)本文中の表記については、次のとおりとします。

- 法 → 介護保険法(平成9年12月17日交付法律第123号)
- 施行規則 → 介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)
- 平11厚令37 → 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)
- 基準条例第62号 → 盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第62号)
- 平11厚令38 → 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号)
- 平11老企22 → 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号)
- 平11老企25 → 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)
- 平12老企36号 → 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日平12老企36)
- 平12厚告19 → 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
- 平12厚告20 → 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第20号)
- 平12厚告25 → 厚生労働大臣が定める基準(平成12年2月10日厚生省告示第25号)
- 平12老企39 → 指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取扱いについて(平成12年3月1日老企第39号)
- 平12老企54 → 通所リハビリテーション等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日老企第54号)
- 平12老振24 → 要介護認定結果及び居宅サービス計画の情報提供について(平成12年4月11日老振第24号・老健第93号)
- 平13老振18 → 介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日老振発第18号)
- 平15厚労令28 → 指定居宅サービス等の事業の人員、設備、及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生労働省令第37号)の附則(平成15年3月14日厚生労働省令第28号)
- 平18厚労令35 → 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)
- 基準条例第63号 → 盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年条例第63号)
- 平18厚労告127 → 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)
- 平18老計・老振・老老 発0317001号 → 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について(平成18年3月17日老計発0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号:別紙1)
- 平18厚労令34 → 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)
- 基準条例第62号 → 盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第62号)
- 平18厚労令36 → 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)
- 基準条例第64号 → 盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第64号)
- 基準条例第65号 → 盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年条例第65号)
- 基準要綱 → 盛岡市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱(平成29年3月10日市長決裁)

I 基本方針							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
1 基本方針	(1) 指定地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的な孤立の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚令34第19条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程</li> <li>・重要事項説明書</li> <li>・パンフレット</li> </ul>	
	(2) 介護予防通所介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【平18厚労令35第96条】		

II 人員に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
1 従業者の員数	事業者が、事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	平18厚労令34第20条 平11厚老企25号第六1(1)④	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務表</li> <li>・常勤・非常勤が分かる職員名簿</li> <li>・通所介護記録</li> </ul>	
	(1) 生活相談員						
	① 指定地域密着型通所介護の単位に関わらず、指定地域密着型通所介護事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置がなされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			
	※1 確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式 $\text{提供日ごとに確保すべき勤務延時間数} = \text{提供時間数}$ 例) 事業所の提供時間数を6時間とした場合、生活相談員の勤務延時間数である6時間で除して得た数が1以上となるように確保すればよいから、従業員の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要。						
	※2 「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができる。					<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格証</li> <li>・成績証明書</li> <li>・単位履修証明書 等</li> </ul>	
	② 生活相談員は、次のいずれかの資格を有しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			
	ア 社会福祉主事 (社会福祉法第19条第1項各号に該当)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			
	イ 社会福祉士 (社会福祉法第19条第1項各号に該当)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			
	ウ 精神保健福祉士 (社会福祉法第19条第1項各号に該当)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			
	エ ①～③と同等以上の能力を有すると認められる者。 盛岡市所管事業所の場合は次の者。 ア 介護支援専門員 イ 介護福祉士(資格取得後、社会福祉施設等での福祉サービスに3年以上従事した経験がある者)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<盛岡市> 「指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所及び第1号通所事業事業所の「生活相談員」の資格要件について」(平成30年10月31日付け30盛介第1110号)		

II 人員に関する基準													
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)						
1 従業者の員数	<p>(2) 看護師又は准看護師(以下、看護職員という。)</p> <p>① 地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1人以上確保されるために必要と認められる数を置いているか。</p> <p>※1 当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計(勤務延時間数)を提供時間数で除して得た数が基準において定められた数以上となるよう、勤務時間数を確保するように定めたものであり、必要な勤務延時間数が確保されれば当該職種の員数は問わない。</p> <p>※2 看護職員については、指定地域密着型通所介護事業所の従業者により確保することに加え、病院、診療所、訪問看護ステーション(以下、「病院等」とする。)との連携により確保することも可能である。具体的な取扱いは以下ア・イのとおりとする。</p> <p>ア 指定地域密着型通所介護事業所の従業者により確保する場合</p> <p>提供時間帯を通じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて、指定地域密着型通所介護事業所と密接かつ適切な連携(※3)を図る。</p> <p>イ 病院等との連携により確保する場合</p> <p>看護職員が指定地域密着型通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院等と指定地域密着型通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携(※3)を図る。</p> <p>※3 アとイにおける「密接かつ適切な連携」とは、指定通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。</p> <p>② 看護職員は、次のいずれかの資格を有しているか。</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 看護師</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>イ 准看護師</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	ア 看護師	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	イ 准看護師	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<p>平18厚令34第20条 【平18厚労令35第97条】</p> <p>介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&amp;A (vol.3)(令和3年3月26日)」の送付について 問45(看護師と機能訓練指導員の兼務について)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務表</li> <li>・職員名簿</li> <li>・資格証明書</li> <li>・修了証明書</li> </ul>	
ア 看護師	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>											
イ 准看護師	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>											

II 人員に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
1 従業者の員数	<p>(3) 介護職員</p> <p>地域密着型通所介護の単位ごとにその提供時間数に応じて、専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる介護職員が、次のとおり利用者数に応じた数が確保されているか。</p> <p>※1 当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計(勤務延時間数)を提供時間数で除して得た数が基準において定められた数以上となるよう、勤務時間数を確保するように定めたものであり、必要な勤務延時間数が確保されれば当該職種の員数は問わない。</p> <p>【確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式】</p> <p>○利用者数15人まで</p> <p>    単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数</p> <p>○利用者数16人以上</p> <p>    単位ごとに確保すべき勤務延時間数     ＝[(利用者数－15) ÷ 5 + 1] × 平均提供時間数</p> <p>※2 (平均提供時間数)＝(利用者ごとの提供時間数の合計) ÷ (利用者の数)</p> <p>※3 介護職員については、指定地域密着型通所介護の単位ごとに常時1名以上確保することとされているが、これは、介護職員が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものである。また、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事できるとされたことから、例えば複数の単位の指定地域密着型通所介護を同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに介護職員等が常に1名以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能である。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚令34第20条 【平18厚労令35第97条】 平11厚老企通知第六1(1)③⑤	・勤務表 ・職員名簿 ・資格証明書 ・利用者の数が分かる書類	

II 人員に関する基準														
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)							
1 従業者の員数	<p>(4) 機能訓練指導員</p> <p>① 地域密着型通所介護の単位ごとに専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる機能訓練指導員が、1以上確保されるために必要と認められる数となっているか。</p> <p>※ 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができる。</p> <p>② 機能訓練指導員は次の資格のいずれかを有する者であるか。</p> <table border="1"> <tr><td>ア 理学療法士</td></tr> <tr><td>イ 作業療法士</td></tr> <tr><td>ウ 言語聴覚士</td></tr> <tr><td>エ 看護職員(看護師又は准看護師)</td></tr> <tr><td>オ 柔道整復師</td></tr> <tr><td>カ あん摩マッサージ指圧師</td></tr> <tr><td>キ はり師又はきゅう師</td></tr> </table> <p>※1 はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。</p> <p>※2 ただし利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務してもよい。</p>	ア 理学療法士	イ 作業療法士	ウ 言語聴覚士	エ 看護職員(看護師又は准看護師)	オ 柔道整復師	カ あん摩マッサージ指圧師	キ はり師又はきゅう師	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	平18厚令34第20条第1項第4号 【平18厚労令35第97条】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務表</li> <li>・職員履歴書</li> <li>・資格証明書</li> </ul>	
ア 理学療法士														
イ 作業療法士														
ウ 言語聴覚士														
エ 看護職員(看護師又は准看護師)														
オ 柔道整復師														
カ あん摩マッサージ指圧師														
キ はり師又はきゅう師														
	<p>(5) 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤であるか。</p> <p>※1 【利用定員が10人以下の事業所の場合】 看護職員及び介護職員の員数は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上であるか。</p> <p>※2 地域密着型通所介護事業者が介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、地域密着型通所介護の事業と介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、通所介護員等の員数を満たしているものとみなすことができる。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	平18厚令34第20条第6項【平18厚労令35第97条】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務表</li> </ul>								

II 人員に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
2 管理者	<p>(1) 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>(2) 管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切か。 → 下記の事項について記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兼務の有無 ( 有 ・ 無 )</li> <li>・当該事業所内で他職種と兼務している場合はその職種名 ( )</li> <li>・同一敷地等の他事業所と兼務している場合は事業所名、職種名、兼務事業所における1週間あたりの勤務時間数 事業所名: ( ) 職種名 : ( ) 勤務時間: ( )</li> </ul> <p>※ 以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができる。</p> <p>ア 当該事業所の通所介護従業者として職務に従事する場合</p> <p>イ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	平18厚令34第21条第7項【平18厚労令35第98条】  介護保険最新情報vol.952「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)(令和3年3月26日)」の送付について 問46(管理者と機能訓練指導員の兼務について)		

III 設備に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
1 設備及び 備品等	(1) 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平18厚令34第22条 第1項 【平18厚労令35第99条】	・平面図 ・設備、備品台帳	
	(2) 食堂及び機能訓練室 食堂と機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上としているか。  ※ 食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) 相談室 相談室は、遮蔽物の設置等により、相談内容が漏洩しない配慮がされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(4) 設備の専用 上記に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものとなっているか。 ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(5) (4)ただし書の場合(事業者が(1)に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・届出書類の控	
	(6) 指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については指定介護予防サービス等基準に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

IV 運営に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
1 内容及び手続の説明及び同意	<p>指定事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>※1 サービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書の内容は、次の項目等である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 運営規程の概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 事業の目的及び運営の方針</li> <li>イ 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>ウ 営業日及び営業時間</li> <li>エ 指定地域密着型通所介護の利用定員</li> <li>オ 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</li> <li>カ 通常の事業の実施地域</li> <li>キ サービス利用に当たっての留意事項</li> <li>ク 緊急時等における対応方法</li> <li>ケ 非常災害対策</li> <li>コ 虐待の防止のための措置に関する事項 ※ 令和6年3月31日まで努力義務</li> <li>サ その他運営に関する重要な事項</li> </ul> </li> <li>② 従業者の勤務体制</li> <li>③ 事故発生時の対応</li> <li>④ 苦情処理の体制</li> <li>⑤ 提供するサービスの第三者評価の実施状況 (実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)</li> </ul> <p>※2 わかりやすい説明書やパンフレット等を交付して、懇切丁寧に説明を行い、同意を得ること。</p> <p>※3 同意は、利用者及び事業者双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましい。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚令34第37条、第3条の7準用  平18厚令34第29条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項説明書</li> <li>・運営規程</li> <li>・利用申込書</li> <li>・契約書等の書面</li> </ul>	
2 提供拒否の禁止	<p>指定事業者は、正当な理由なく指定サービスの提供を拒んでいないか。</p> <p>※1 要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止する。</p> <p>※2 サービスの提供を拒む場合の正当な理由とは、次の場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合</li> <li>イ 利用申込書の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</li> <li>ウ その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚令34第37条、第3条の8準用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護度の分布が分かる資料</li> </ul>	
3 サービス提供困難時の対応	事業者は、当該指定事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の指定事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚令34第37条、第3条の9準用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紹介の記録</li> </ul>	

IV 運営に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
4 受給資格等の確認	(1) 指定事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚令34第37条、第3条の10準用	・利用者に関する記録	
	(2) 指定事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) 指定事業者は、サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚令34第37条、第3条11準用	・利用者に関する記録	
	(2) 指定事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
★ 6 心身の状況等の把握	指定事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平18厚令34第23条	・利用者に関する記録	
★ 7 居宅介護支援事業者等との連携	(1) 指定事業者は、サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平18厚令34第37条、第3条の13準用	・情報提供に関する記録	
	(2) 指定事業者は、指定サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・利用者に関する記録	

IV 運営に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	指定事業者は、サービスの提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定地域密着型通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚令34第37条、第3条の14準用	・居宅サービス計画書	
★ 9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定地域密着型通所介護を提供しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	平18厚令34第37条、第3条の15準用	・居宅サービス計画書 ・通所介護計画書 ・サービス提供票	
10 居宅サービス計画の変更の援助	指定事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。  ※ サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には、支給限度額内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行い、その他必要な援助を行わなければならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚令34第37条、第3条の16準用	・居宅サービス計画書 ・サービス提供票	
★ 11 サービス提供の記録	(1) 指定事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日及び内容、当該サービスについて法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。  (2) 指定事業者は、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。  ※ 記載すべき事項には、次にあげるものが考えられる。 ア サービスの提供日 イ 提供した具体的なサービスの内容 ウ 利用者の心身の状況 エ その他必要な事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	平18厚令34第37条、第3条の18準用		

IV 運営に関する基準

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
12 利用料等の受領	(1) 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	平18厚令34第24条	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営規程</li> <li>重要事項説明書</li> <li>サービス提供票</li> <li>領収証控</li> </ul>	
	(2) 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。  ※ 一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			
	(3) 指定事業者は、(1)、(2)の支払を受ける額のほか、利用者から受けることができる次に掲げる費用の額以外の額の支払を受けていないか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</li> <li>② 通常要する時間を超えるサービスで、利用者の選択に係るもののが提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常のサービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用(介護予防を除く)</li> <li>③ 食事提供に要する費用</li> <li>④ ※ 食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。</li> <li>⑤ おむつ代</li> <li>⑥ ア～エに掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成12年3月30日 老企第54号) 「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」(平成17年9月7日 厚生労働省告示第419号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営規程</li> <li>重要事項説明書</li> <li>領収証控</li> <li>車両運行記録</li> </ul>	
	(4) (3)の③に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところ(食材料費及び調理に係る費用の平均的な費用)によっているか。  ※ 「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」(平成17年9月7日 厚生労働省告示第419号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	平18厚令34第24条		
	(5) 指定事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> <li>重要事項説明書</li> <li>利用申込書</li> <li>同意書</li> </ul>	
	(6) 指定事業者は、指定サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払いをした居宅要介護被保険者に対し、施行規則第65条で定めるところにより、領収証を交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	法第42条の2	・領収証控	
	(7) 指定事業者は、法第42条の2第9項の規定により交付しなければならない領収証に、指定サービスについて居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定サービスに要した費用の額とする。)及び食事の提供に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	介護保険法施行規則第65条		
	(8) 領収証に、医療費控除の対象となる額を明示して記載しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	※平成12年6月12日厚生省事務連絡「介護保険制度化での指定介護老人福祉施設の施設サービス及び居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱について」		

IV 運営に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
13 保険給付の請求のための証明書の交付	指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚令34第37条、第3条の20準用	・サービス提供証明書控	
14 サービスの基本取扱方針	(1) サービスは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、目標を設定し、計画的に行われているか。  (2) 指定事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平18厚令34第25条	・サービス提供記録 ・利用者に関する記録 ・通所介護計画書 ・通所介護記録 ・評価を実施した記録	
14 サービスの基本取扱方針《第1号》	(1) 《第1号》 指定事業者は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。  (2) 《第1号》 指定事業者は、自らその提供する指定介護予防通所介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っているか。  (3) 《第1号》 指定事業者は介護予防サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。  (4) 《第1号》 指定事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。  ※ サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮しているか。  (5) 《第1号》 指定介護予防事業者は、介護予防サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加できるよう適切な働きかけに努めているか。 ※介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・サービス提供記録 ・利用者に関する記録 ・通所介護計画書 ・通所介護記録  ・評価を実施した記録  ・モニタリング、アセスメントを実施した記録 ・評価記録  ・介護記録	

IV 運営に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
★ 15 サービス の具体的取 扱方針	(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流及び地域活動への参加を図るとともに、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平18厚令34第26条	・通所介護計画書	
	(2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を営むことができるよう配慮して行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及び利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(4) 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・研修参加資料等	
	(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供しているか。  特に認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・利用者に関する記録 ・相談・助言記録	

IV 運営に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
★ 15 サービス の具体的取 扱方針《第1 号》	(1) 《第1号》 第1号通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		アセスメントを実施した記録	
	(2) 《第1号》 事業者の管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護計画を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・通所介護計画書	
	(3) 《第1号》 第1号通所事業計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・通所介護計画書 ・介護予防居宅サービス計画	
	(4) 《第1号》 事業所の管理者は、第1号通所事業計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・通所介護計画書	
	(5) 《第1号》 事業所の管理者は、第1号通所事業計画を作成した際には、当該第1号通所事業計画を利用者に交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(6) 《第1号》 第1号通所介護の提供に当たっては、第1号通所事業計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・通所介護計画書 ・介護記録 ・相談・助言記録	
	(7) 《第1号》 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

IV 運営に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
★ 15 サービス の具体的取 扱方針《第1 号》	(8) 《第1号》 サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修参加資料等</li> <li>・介護予防支援経過記録</li> <li>・利用者に関する記録</li> <li>・モニタリングの記録</li> <li>・モニタリングの記録</li> <li>・報告等に関する記録</li> <li>・利用者に関する記録</li> <li>・通所介護計画書</li> </ul>	
	(9) 《第1号》 第1号通所事業計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状態等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告するとともに、当該計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該計画の実施状況の把握(モニタリング)を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(10) 《第1号》 事業者の管理者は、モニタリング結果を記録し、当該記録を当該サービス提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しているか。  ※ サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供され、当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なることとなっていないか等の確認を毎月行うこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(11) 《第1号》 事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて第1号通所事業計画の変更を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(12) 《第1号》 (1)～(10)までの規定は前号に規定する第1号通所事業計画の変更について準用しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

IV 運営に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
★ 16 サービス 計画の作成	(1) 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、要望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しているか。  ※ 地域密着型通所介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し、経験の有る者や介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にその取りまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚令34第27条 平11老企25第3の6の3(3)		
	(2) 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。  ※ 地域密着型通所介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(3) 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たつては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ているか。  ※ 実施状況や評価についても、利用者又はその家族に説明しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(4) 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成したときは、当該地域密着型通所介護計画を記載した文書を利用者に交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(5) 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。  ※ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定通所事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際に、当該計画の提供に協力するよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

IV 運営に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
17 指定介護予防サービスの提供に当たっての留意点 《第1号》	(1) 《第1号》 事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防の提供による当該課題に係る改善状況を踏まえつつ、効果的かつ柔軟なサービスの提供に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス担当者会議の記録</li> <li>・居宅サービス計画</li> </ul>	
	(2) 《第1号》 事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画書等</li> </ul>	
	(3) 《第1号》 事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、安全管理体制の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
18 安全管理体制等の確保 《第1号》	(1) 《第1号》 事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時マニュアル</li> <li>・緊急連絡表</li> </ul>	
	(2) 《第1号》 事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(3) 《第1号》 事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護記録</li> <li>・看護記録</li> </ul>	

IV 運営に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
19 利用者に関する市町村への通知	指定地域密着型通所事業者は、指定地域密着型通所サービスを受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  ア 正当な理由なしに指定地域密着型通所サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。  イ 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚令34第37条、第3条の26準用	・意見通知文書	
20 緊急時等の対応	従業者は、現に指定地域密着型通所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚令34第37条、第12条準用	・運営規程	
21 管理者の責務	(1) 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平18厚令34第28条	・組織図	
	(2) 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者に、基準「第3章の2第4節 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・職務分担表	
22 運営規程	指定事業者は、指定事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。  ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務内容 ③ 営業日及び営業時間 (延長サービスを行う場合は、その時間も記載) ④ サービスの利用定員 ⑤ サービスの内容(入浴、食事の有無等)及び利用料その他の費用の額  ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービス利用に当たっての留意事項 (利用者が機能訓練室を利用する際の注意事項等) ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ※ 令和6年3月31日まで努力義務 ⑪ その他運営に関する重要事項  ※1 ②について 職員の「員数」は日々変わりうるものであるため、基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。  ※2 ⑩について 虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚令34第29条	・運営規程 ・重要事項説明書 ・契約書 ・契約書別紙等 ・指定申請及び変更届(写) ・緊急時等における対応マニュアル ・サービス担当者に対する照会(依頼)内容 ・相談、助言を記録した書類等	

IV 運営に関する基準									
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)		
23 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定事業者は、利用者に対し適切な指定サービスを提供できるよう、指定通所地域密着型介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">※1 原則として月ごとの勤務表を作成するものとする。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">※2 勤務表について、次の項目を明確にすること。            - 従業者の日々の勤務時間            - 常勤・非常勤の別            - 専従の生活相談員            - 看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置            - 管理者との兼務関係         </td> </tr> </table> <p>(2) 指定事業者は、指定事業所ごとに、当該指定事業所の従業者によって指定サービスを提供しているか。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。(調理、洗濯等)</p> <p>(3)-1 指定事業者は、サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	※1 原則として月ごとの勤務表を作成するものとする。	※2 勤務表について、次の項目を明確にすること。 - 従業者の日々の勤務時間 - 常勤・非常勤の別 - 専従の生活相談員 - 看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置 - 管理者との兼務関係	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚令34第30条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業規則</li> <li>・雇用契約書</li> <li>・勤務表</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用契約書</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修資料等</li> </ul>	
※1 原則として月ごとの勤務表を作成するものとする。									
※2 勤務表について、次の項目を明確にすること。 - 従業者の日々の勤務時間 - 常勤・非常勤の別 - 専従の生活相談員 - 看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置 - 管理者との兼務関係									

IV 運営に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
23 勤務体制の確保等	<p>(3)-2 当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。※令和6年3月31日まで努力義務</p> <p>※1 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものである。</p> <p>※2 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護師</li> <li>・ 准看護師</li> <li>・ 介護福祉士</li> <li>・ 介護支援専門員</li> <li>・ 実務者研修修了者</li> <li>・ 介護職員初任者研修修了者</li> <li>・ 生活援助従事者研修修了者</li> <li>・ 介護職員基礎研修課程修了者</li> <li>・ 訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者</li> <li>・ 社会福祉士</li> <li>・ 医師</li> <li>・ 歯科医師</li> <li>・ 薬剤師</li> <li>・ 理学療法士</li> <li>・ 作業療法士</li> <li>・ 言語聴覚士</li> <li>・ 精神保健福祉士</li> <li>・ 管理栄養士</li> <li>・ 栄養士</li> <li>・ あん摩マッサージ師</li> <li>・ はり師</li> <li>・ きゅう師 等</li> </ul> <p>※3 当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。 また、事業所が新たに採用した従業者(医療・福祉関係資格を有さない者に限る。)に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする(この場合についても、令和6年3月31日までは努力義務で差し支えない)。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚令34第30条		

IV 運営に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
23 勤務体制の確保等	<p>(4) 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>※ 事業主が講ずべき措置の具体的な内容及び講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。 なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けけるものも含まれることに留意すること。</p> <p>ア 事業主が講ずべき措置の具体的な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</li> <li>b 相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。 なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、中小企業(医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5,000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業)は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めること。</li> </ul> <p>イ 事業主が講じることが望ましい取組について</p> <p>パワーハラスメント指針(令和2年厚生労働省告示第5号)においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、次のようなものが挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</li> <li>② 被害者への配慮のための取組 (メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)</li> <li>③ 被害防止のための取組 (マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平18厚令34第30条		

IV 運営に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
24 業務継続計画の策定等  ※令和6年3月31日まで努力義務	<p>(1) 地域密着型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>※1 業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間努力義務とされている。</p> <p>※2 業務継続計画には、厚生労働省『介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時(自然災害発生時)の業務継続ガイドライン』を参考に以下の項目等を記載すること。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 平時からの備え (体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)</li> <li>b 初動対応</li> <li>c 感染拡大防止体制の確立 (保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)</li> </ul> <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 平常時の対応 (建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)</li> <li>b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)</li> <li>c 他施設及び地域との連携</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚令34第37条、第3条の30の2準用		

IV 運営に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
24 業務継続計画の策定等  ※令和6年3月31日まで努力義務	(2) 地域密着型通所介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修(※2～※5)及び訓練(※6～※9)を定期的に実施しているか。  ※1 感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。  ※2 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行う。  ※3 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。 また、研修の実施内容についても記録すること。  ※4 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。  ※5 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施する。  ※6 災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。  ※7 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。  ※8 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。  (3) 地域密着型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚令34第37条、第3条の30の2準用		

IV 運営に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
25 定員の遵守	指定事業者は、利用定員を超えて指定サービスの提供を行っていないか。ただし、災害その他 のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	平18厚令34第31条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者名簿</li> <li>・送迎記録</li> <li>・日誌</li> </ul>	
26 非常災害対策	<p>(1) 指定事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>※1 非常災害に対して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連絡体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならない。</p> <p>※2 関係機関への通報及び連絡体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求める。</p> <p>※3 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画も含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。</p> <p>※4 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者に行わせ、防火管理者を置かなくてもよいとされている事業所においては、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。</p> <p>(2) 指定地域密着型通所介護事業者は、(1)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p> <p>※ 訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	平18厚令34第32条  介護保険施設等における防災対策の強化について(H24.4.20厚労省連名通知0420第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防計画</li> <li>・防火管理者選任にかかる書類</li> <li>・避難訓練記録</li> </ul>	

IV 運営に関する基準																																																																			
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)																																																												
26 非常災害対策	※この項目は、施設種別や地域の実情に応じて確認すること。																																																																		
	<p>① 火災に関するもの</p> <table border="1"> <tr><td>ア 消防計画を作成し、所轄消防署に届出ているか。</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>イ 消防計画の内容について、関係者に周知しているか。</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>ウ 消防署の立入検査の指示事項について、改善しているか。</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> </table> <p>② 自然災害に関するもの</p> <table border="1"> <tr><td>ア 水害・土砂災害を含む、地域の実情に応じた非常災害対策計画を作成しているか。</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>イ 非常災害対策計画の内容について、関係者に周知しているか。</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>ウ 非常災害対策計画に次の項目が掲載されているか。</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>・ 事業所の立地条件</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>・ 災害に関する情報の入手方法</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>・ 避難を開始する時期、判断基準</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>・ 避難場所</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>・ 避難経路</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>・ 避難方法</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>・ 災害時の人員体制、指揮系統</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>・ 関係機関との連絡調整</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> </table>	ア 消防計画を作成し、所轄消防署に届出ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	イ 消防計画の内容について、関係者に周知しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ウ 消防署の立入検査の指示事項について、改善しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ア 水害・土砂災害を含む、地域の実情に応じた非常災害対策計画を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	イ 非常災害対策計画の内容について、関係者に周知しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ウ 非常災害対策計画に次の項目が掲載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・ 事業所の立地条件	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・ 災害に関する情報の入手方法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・ 避難を開始する時期、判断基準	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・ 避難場所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・ 避難経路	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・ 避難方法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・ 災害時の人員体制、指揮系統	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・ 関係機関との連絡調整	<input type="checkbox"/>	「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」(平成28年9月9日老総発0909第1号、老高発0909第1号、老振発0909第1号、老老発0909第1号)							
ア 消防計画を作成し、所轄消防署に届出ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																
イ 消防計画の内容について、関係者に周知しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																
ウ 消防署の立入検査の指示事項について、改善しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																
ア 水害・土砂災害を含む、地域の実情に応じた非常災害対策計画を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																
イ 非常災害対策計画の内容について、関係者に周知しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																
ウ 非常災害対策計画に次の項目が掲載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																
・ 事業所の立地条件	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																
・ 災害に関する情報の入手方法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																
・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																
・ 避難を開始する時期、判断基準	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																
・ 避難場所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																
・ 避難経路	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																
・ 避難方法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																
・ 災害時の人員体制、指揮系統	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																
・ 関係機関との連絡調整	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																

IV 運営に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
27 衛生管理等	<p>(1) 指定事業者は、利用者の使用する施設、設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ※ 令和6年3月31日まで努力義務</p> <p>※ 当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間努力義務とされている。</p> <p>ア 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(※1)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>※1 「感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会」をいう。</p> <p>※2 テレビ電話装置等を活用して行うことができる。</p> <p>※3 感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。</p> <p>※4 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者(専任の感染対策を担当する者)を決めておくことが必要である。</p> <p>※5 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ隨時開催する必要がある。</p> <p>※6 感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平18厚令34第33条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生管理マニュアル</li> <li>・対策に関する記録</li> <li>・研修記録</li> <li>・指導等に関する記録</li> <li>・感染対策委員会の記録</li> <li>・感染症の予防及びまん延の防止のための指針</li> <li>・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の記録及び訓練の記録</li> </ul>	

IV 運営に関する基準						
点検項目	基準内容等の留意点			適	不適	非該当
27 衛生管理等	<p>イ 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>※ 「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、厚生労働省『介護現場における感染対策の手引き』を参考に平常時の対策及び発生時の対応を規定する。</p> <p>① 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等について明記する。</p> <p>② 発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等について明記する。 また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

IV 運営に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
28 掲示	<p>指定事業者は、指定事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しているか。</p> <p>※1 サービスの選択に資すると認められる重要な事項とは、当該事業所の運営規程の概要、従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等をいう。</p> <p>※2 「事業所の見やすい場所」とは、重要な事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことである。</p> <p>※3 従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではない。</p> <p>※4 重要な事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該事業所内に備え付けることで掲示に代えることができる。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平18厚令34第37条、第3条の32準用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項提示物</li> </ul>	
29 秘密保持等	<p>(1) 指定事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>※ 秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約時に取り決め、例えば、違約金について定める等の措置を講じる。</p> <p>(2) 指定事業者は、当該指定事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> <p>※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平18厚令34第37条、第3条の33準用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取り決め書類</li> <li>・就業規則</li> <li>・雇用条件通知書等</li> <li>・運営規程</li> </ul>	
30 広告	指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平18厚令34第37条、第3条の34準用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレット</li> <li>・ポスター</li> <li>・広告書類</li> </ul>	

IV 運営に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
31 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	平18厚令34第37条、第3条の35準用		
32 苦情処理	(1) 指定事業者は、提供した指定サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。  ※必要な措置とは、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、サービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示すること等である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	平18厚令34第37条、第3条の36準用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程</li> <li>・重要事項説明書</li> <li>・掲示物</li> <li>・指定申請書(写)</li> <li>・苦情に関する記録</li> </ul>	
	(2) 指定事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。  ※ ※苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種会議記録等</li> </ul>	
	(3) 指定事業者は、提供した指定サービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導等に関する記録</li> </ul>	
	(4) 指定事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市町村に報告しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・改善報告書</li> </ul>	
	(5) 指定事業者は、提供した指定サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導等に関する記録</li> </ul>	
	(6) 指定事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・改善報告書</li> </ul>	

IV 運営に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
33 地域との連携	(1) 指定事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平18厚令34第34条		
	※ テレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。						
	(2) 指定事業者は、(1)の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) 指定事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力をを行う等により地域との交流を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平18厚令34第34条		
	(4) 指定事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
34 事故発生時の対応	(1) 指定事業者は、利用者に対する指定サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚令34第35条	・事故対応マニュアル	
	(2) 指定事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・事故報告書等	
	(3) 指定事業者は、利用者に対する指定サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・損害賠償記録等	
	※事 事故発生時の対応については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましい。 ※損 損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。						
	(4) 指定事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11老企25 第3の一の3の(24)の③		
	(5) 指定事業者は、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスにより事故が発生した場合は、(1)及び(2)に準じた必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

IV 運営に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
35 虐待の防止	指定地域密着型通所事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。				平18厚令34第37条、第3条の38の2準用	・虐待防止委員会の記録 ・虐待の防止のための指針 ・研修記録	
※令和6年3月31日まで努力義務	<p>※ 当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間努力義務とされている。</p> <p>① 当該事業所における虐待防止委員会(※1)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>※1 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」をいう。</p> <p>※2 テレビ電話装置等を活用して行うことができる。</p> <p>※3 虐待防止委員会の設置に向けては、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要であり、また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>※4 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。</p> <p>※5 具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図る必要がある。</p> <p>ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること</p> <p>イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること</p> <p>ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること</p> <p>エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること</p> <p>オ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること</p> <p>カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること</p> <p>キ 力の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p>	□	□				

IV 運営に関する基準						
点検項目	基準内容等の留意点			適	不適	非該当
35 虐待の防止 ※令和6年3月31日まで努力義務	<p>② 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>※ 虐待の防止のための指針に次のような項目を盛り込む必要がある。</p> <p>ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方</p> <p>イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</p> <p>ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針</p> <p>エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針</p> <p>オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項</p> <p>カ 成年後見制度の利用支援に関する事項</p> <p>キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項</p> <p>ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項</p> <p>ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p>③ 当該事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。</p> <p>※1 虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行う。</p> <p>※2 指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。</p> <p>※3 研修の実施内容については記録すること。</p> <p>※4 研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。</p> <p>④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p>					

IV 運営に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
36 会計の区分	指定事業者は、指定事業者ごとに経理を区分するとともに指定サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。  ※具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行うこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平18厚令34第37条、第3条の39準用	・会計に関する書類	
37 記録の整備	(1) 指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。  (2) 指定事業者は、利用者に対する指定サービスの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。  ①サービス計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③市町村への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際してとった処置の記録 ⑥報告、評価、要望、助言等の記録  ※ 「その完結の日」とは、①～⑤については、個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日、⑥については、運営推進会議を開催し、報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日を指すもの。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚令34第36条	・職員名簿会計に関する書類 ・設備・備品に関する書類 ・サービス提供証明書 ・意見通知に係る記録 ・苦情記録等 ・事故報告書等		

V 変更の届出							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
変更の届出	<p>(1) 指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。</p> <p>※届出事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業所の名称及び所在地</li> <li>② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</li> <li>③ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等</li> <li>④ 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要</li> <li>⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴</li> <li>⑥ 運営規程</li> <li>⑦ 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項</li> <li>⑧ 役員の氏名、生年月日及び住所</li> </ul> <p>(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1ヶ月前までに、その旨を市長に届け出ているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第78条の5第1項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書類の控</li> <li>・定款・寄附行為</li> <li>・登記事項証明書</li> <li>・条例</li> <li>・平面図</li> <li>・運営規程</li> <li>・職員名簿</li> </ul>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第78条の5第2項		